

○緊急輸送を確保するため必要な港湾施設の基準及び円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設の基準を定める件

(昭和五十五年七月十八日)

(運輸省告示第三百四十六号)

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)第三条第一項及び大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)第二条第一号の規定に基づき、緊急輸送を確保するため必要な港湾施設の基準及び津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設の基準を次のように定め、昭和五十四年運輸省告示第六百七十一号は廃止する。

一 港湾施設の基準

緊急輸送を確保するため必要なけい留施設及び臨港交通施設は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における港湾施設であり、かつ、次の基準に適合する

こと。

(一) けい留施設

イ 緊急輸送の用に供される船舶が利用できる十分な水深及び長さ（けい船浮標及びけい船くいにあつては、十分な水深）を有すること。

ロ 緊急輸送を確保するため十分な広さの敷地を有する荷さばき施設又は保管施設をその背後に有すること。

(二) 臨港交通施設

イ 道路、橋りよう及び運河にあつては、次のいずれかに該当すること。

(1) 前号の基準に適合するけい留施設と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの

(2) 前号の基準に適合するけい留施設と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡するもの

(i) 救援物資等の備蓄地点又は集積地点

(ii) 避難地

(3) 指定拠点と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの

(4) 指定拠点を相互に連絡するもの

ロ 駐車場及びヘリポートにあつては、前号の基準に適合するけい留施設又はイの基準に適合する道路、橋りよう若しくは運河に隣接すること

二 海岸保全施設の基準

大規模な地震により生ずる津波による海水の侵入を防止する機能を有すること。